

## マブハイ！フィリピンへようこそ！

スムーズな通関手続きを確実にするために、これらのガイドラインをよくお読みください。

旅客全員および荷物全ては検索対象となります。

（第 2210 項と 2212 項（改）、関税と通関法に基づいて）

### 一般規定

全ての品物は、通関法に別途規定された場合を除き、例えそれらの品物が以前にフィリピンから輸出されたとしても、各フィリピンへの輸入時に関税と税金の対象となります。（第 100 項（改）、関税と通関法に基づく）

### 禁止および規制されている品物

禁止されている品物（例：マリファナ、コカインまたは他の種類の麻薬または合成薬品）；銃器、弾薬、銃のレプリカ、爆発物及びわいせつなポルノと不道德なパーツ；ブランド・ラベルが不正表示されているあるいは混ぜものがされた食品や薬品；ギャンブル衣装や道具；古い布品など - (R.A. 4653);象牙とその副産物；または知的財産を侵害するもの（例：DVD、VCD、他の模倣品）；そして規制されている品物（例：トランシーバーと通信装置；抑制された化学品や物質前駆体）などのフィリピン国内持ち込みは当国の関税と通関法および他の特別法に基づいて禁じられており不当輸入とみなされます。個数や量を問わずこれらの品物の持ち込みが発見された場合は、刑事訴追および・または罰金や罰則の対象になりかねません。

### 農業と検疫規制

農業検疫は動物、魚や植物製品またはそれらの副産物（肉、卵、鳥、果物など）の入国を制限しています。全滅危機の生物類とその副産物の輸送はCITES/DENR規制によって制限・禁止されています。同様に、このような製品・副産物の輸出は、フィリピンの規制および目的地の国の要求事項を遵守するために検疫職員との対応が必要になります。また、相応する原産国の保健衛生植物検疫証明書と共にフィリピン農業省から輸出入許可を事前に取得しなかった場合は、輸出入品の没収あるいは罰金および・または罰則の対象になりかねません。

## 輸入許可・クリアランスが必要な規制品

輸出入の許可および、またはクリアランスが必要な品物とそれらを発行する政府機関：

生きた動物や肉類	Bureau of Animal Industry (BAI)
果物と植物	Bureau of Plant Industry (BPI)
海洋と水産物	Bureau of Fisheries and Aquatic resources (BFAR)
医薬品など	Bureau of Food and Drugs (BFAD)
銃器、部品、弾薬など	Philippine National Police (PNP) Firearms and Explosives Office (FEO)
VHS、テープ、CD、DVD など	Optical Media Board (OMB)
テレビ、映画、フィルムプリントとネガなど	Movie and Television Review and Classification Board (MTRCB)
トランシーバ、通信機器など	National Telecommunications Commission (NTC)
全滅危機にさらされた生物類など	Dept. of Environment and Natural Resources (DENR)

## 通貨と金融物

フィリピン通貨 - フィリピン国内の銀行や為替商から引き出し、渡された紙幣、硬貨、小切手やマネーオーダーなどについて、フィリピン中央銀行 (Bangko Sentral ng Pilipinas)からの許可がなければ、PHP 10,000 (ペソ) 以上を超える金額はフィリピン国内外へ持ち出したりまたは持ち込んだりする行為は禁じられています。(BSP 回覧番号 98 - 1995 年版、CBP のセクション 4、回覧番号 1389 - 1993 年版改)

外貨 旅行小切手、他の小切手、手形、紙幣、マネーオーダー、債券、預金、証書、有価証券、コマーシャル・ペーパー、信頼証明書、預金領収書、預金代替商品、取引注文、取引チケットの売上/投資の確認書など、US\$ 10,000 (または、それと同等する価値のもの) を超える外貨をフィリピン国内外へ持ち込み・持ち出しする場合は、到着または出発エリアの税関デスクまで Foreign Currency Declaration (FCD) フォームを記入して提出してください (BSP 回覧番号 308、2001 年版、BSP 回覧番号 507、2006 年版改)。この規制に対して違反を行った場合は、共和国法 No.7653 第 36 項 (新中央銀行法) に基づいた制裁処置の対象になりかねません。

## バリックバヤン・カテゴリ

1. 最後に出国した日から少なくとも1年間海外に在住しているフィリピン国籍の人；
2. フィリピン人海外労働者（OFW）；または
3. 元フィリピン人で外国のパスポートを保有している人、そして同行している家族メンバー（例：配偶者と子供）。

## 免除免税譲歩

### 大人の乗客

- ・ たばこセット2つ、葉タバコの缶2つ
- ・ 酒またはワインボトル2本（各ボトル1リットルを超えてはいけません）

バリックバヤン（元海外駐在者）とフィリピン人海外労働者（OFW）は中古の個人・家庭用品の出費に対して1万（10,000.00）ペソまでの税金を免除できます。それを上回った場合は、従価税の対象になります（行政命令206）。さらに、フィリピン人海外労働者は各種類の中古の家電製品の出費に対して10,000ペソまでなら税金の免除ができます。それを上回った場合は税金の対象になります。

## フィリピン免税ショッピング

海外から到着する全員の乗客には、有効なパスポート、航空券と搭乗券を提示することで、到着日から規定の日数の間まで、一回だけの免税ショッピングの特権を楽しむことができます。フィリピンの免税店は、旅行者や元海外駐在者のために非課税商品の販売業を営む政府によって認可された小売店です。頻繁に旅行されるトラベラーのために、与えられた年内の時期に免税店で最大US\$10,000まで値する特典を楽しむことができます。

しかし、免税ショッピングは、一定の条件と制限事項に従うものとします。購入時の支払いは、米ドルまたはその値段に同等するフィリピン・ペソまたは他の外貨でなければなりません。こちらの特典は譲渡することはできません（カブハヤンショッピングを除く）。バリックバヤン特典は、年に一度だけ利用することが出来ます。未成年者はタバコ、酒、ワイン、エレクトロニクス、家電製品を購入することはできません。また、帰国時に、家電や電子機器を購入される観光客は関税および税の対象となります。

## 同行荷物の寄付

あまり恵まれていない人たちのために寄付や無料医療・歯科サービスなどを提供されたい人道支援組織や個人の方は、クリアランス取得のために出発前にあらかじめ国内外のフィリピン大使館および・または領事館を通じてフィリピンの社会福祉と開発省とコーディネートする必要があります。寄付の際には、財務省によって承認された寄付証書と受領証書が必要になります。

## 非居住外国人

有税品物を海外の居住先に持ち帰りになりたい乗客は、その意図を税関の検査職員に通知する必要があります。この場合、乗客は再輸出コミットメントフォームと品物の課税価値に等しい保証金を渡す必要があるかもしれません。その保証金は、出発時に品物と共に返され公式の領収書が発行されます。

## 重要な知らせ

### 税関申告

すべての到着乗客は航空機内に与えられる税関申告書を（BC フォーム 117）を記入する必要があります。一家で移動されてる場合は、1つの宣言・申告で十分です。

到着乗客は海外で購入・取得されたすべての品物の個数や量とその合計取得価格を示して宣言する必要があります。何を宣言すればよいかわからない場合は、受付の税関職員にご相談ください。

納付すべき税額などについて、税関職員によって検証されなければなりません。税額のレートは輸入された品物によって異なります。税関職員による検査/検証のためにすべての領収書および・または書類を準備してください。納付された税額などの公式な領収書を税関職員から要求してください。